

## 改正建築士法の施行について

平成21年5月27日、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士による設計への関与の義務付けがスタートします。

5月27日以降、下記に掲げる建築物の確認申請書の提出を予定される申請者の皆様には、下記3~5の事項をご留意のうえ提出をお願いします。

### 1. 構造設計一級建築士による設計への関与が義務付けられる建築物

- ・一級建築士の業務独占に係る建築物(設計が一級建築士でなければならない建築物)のうち、構造方法について大臣認定が義務付けられている高さ60m超の建築物(建築基準法第20条第1号)及びルート2、ルート3、限界耐力計算による構造計算を行うことにより構造計算適合性判定(ピアチェック)が義務付けられている高さ60m以下の建築物(建築基準法第20条第2号)について、原則として、構造設計一級建築士による設計への関与が義務付けられます。
- ・図書省略認定を受けた建築物や型式適合認定を受けた建築物は、対象とはなりません。

#### 増改築等の場合の考え方

- ・増築、改築、大規模な修繕・大規模な模様替(以下「増改築等」という)の後に建築基準法第20条第1号又は第2号に該当する建築物について、当該増改築等を行う部分が一級建築士の業務独占となる場合に、構造設計一級建築士による設計への関与が必要となります。

### 2. 設備設計一級建築士による設計への関与が義務付けられる建築物

- ・階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物について、設備設計一級建築士による設計への関与が義務付けられます。

#### 増改築等の場合の考え方

- ・増改築等を行う部分が、階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超となる場合に、設備設計一級建築士による設計への関与が必要となります。

### 3. 平成21年11月26日までの経過措置

#### 平成21年5月26日以前に「設計を行ったとき」の確認

適用開始日(平成21年5月27日)以降においても、平成21年5月26日以前に「設計を行ったとき」に該当する場合には、改正建築士法により構造設計一級建築士等の関与が求められる場合にも、平成21年11月26日までは構造設計一級建築士等の関与が不要とされています(半年間の猶予)。

この場合の平成21年5月26日以前に「設計を行ったとき」とは、「当該設計図書の作成が完了し、かつ最後に設計者が、記名・押印をした日」です。

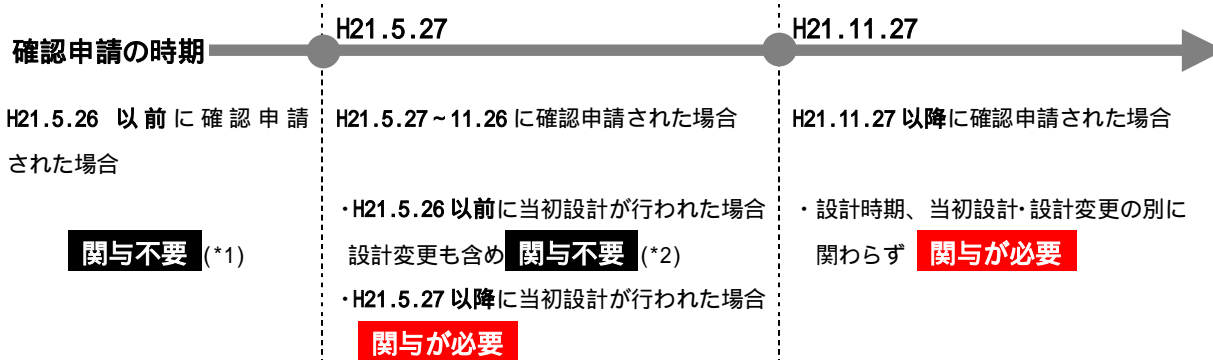
その場合、確認申請書第2面備考欄に設計を終えた日付を記入してください。

(記載例:設計完了日 平成21年5月26日)

なお、記載する日付については設計者判断でよく、また、一貫構造計算プログラムによる構造計算書に印字される日付は印刷日であり、設計の完了日ではないため、この日付で判断する必要はありません。

#### 4. 構造・設備設計一級建築士に係る適用の時期

##### 義務付けの開始前後における適用



\*1、\*2 の場合であっても、その後の設計変更について H21.11.27 以降に確認申請された場合には、関与が必要となります。

##### 構造・設備設計一級建築士の関与の適用について

	~ H21.5.26	H21.5.27 ~ H21.11.26	H21.11.27 ~	構造・設備一級建築士の関与			
				確認	追加説明	計変	追加説明
1				不要	不要	不要	不要
2				不要	不要	不要	要
3				不要	不要	要	要
4				不要	不要	不要	不要
5				不要	不要	不要	要
6				不要	不要	要	要
7				不要	要		
8				要	要		
9				要	要	要	要

構造・設備設計を行ったとき

確認申請受付

追加説明書提出

確認済証交付

変更確認申請受付

追加説明書提出

変更確認済証交付

## 5.5月27日以降に設計を行った場合の確認申請について

### (1) 建築確認申請書への構造設計一級建築士等の表示等について

構造設計一級建築士等が「図書の作成」又は「法適合確認」を行う建築確認申請書への記載方法

1. 構造(設備)設計一級建築士が、設計又は「法適合確認」を行った場合には、設計者に含まれます。

建築確認申請書第二面【3.設計者】欄に記載が必要となります。(一級建築士)

又、構造(設備)設計一級建築士の資格については、建築確認申請書第二面備考欄にその旨の記載と構造(設備)設計一級建築士の記名をしてください。

#### 【第二面備考欄への記載例】

##### a) 【設計図書の作成】の場合

【構造設計図書の作成】 構造設計一級建築士 第 号 建築 太郎

【設備設計図書の作成】 設備設計一級建築士 第 号 設備 二郎

##### b) 【法適合確認】の場合

【構造設計図書の法適合確認】 構造設計一級建築士 第 号 建築 太郎

【設備設計図書の法適合確認】 設備設計一級建築士 第 号 設備 二郎

設計図書への構造設計一級建築士等が「設計図書の作成」又は「法適合確認」を行った場合の記載方法

#### 1. 構造(設備)設計一級建築士の記載方法

構造(設備)設計一級建築士自らが構造(設備)設計図書を作成した場合には、当該図書に一級建築士である旨と構造(設備)設計一級建築士である旨の表示・記名・押印が必要です。

#### 【記載例】

一級建築士	第	号	建築 太郎	印
構造設計一級建築士	第	号		

一級建築士	第	号	設備 二郎	印
設備設計一級建築士	第	号		

#### 2. 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が「法適合確認」を行う場合の記載方法

記載事項の全てが関与を要する場合

構造(設備)設計図書に構造(設備)設計一級建築士である旨の表示・記名・押印をすると共に「構造(設備)関係規定に適合する」旨を記載してください。

#### 【記載例】

一級建築士	第	号	意匠 一郎	印
構造設計一級建築士	第	号	建築 太郎	印
【構造関係規定に適合することを確認した】				

一級建築士	第	号	意匠 一郎 印
設備設計一級建築士	第	号	設備 二郎 印
【設備関係規定に適合することを確認した】			

記載事項の一部が関与を要する場合

構造(設備)図書のうち、記載事項が一部の構造(設備)設計一級建築士の表示を要する場合には、以下のように記載してください。

【記載例】

一級建築士	第	号	意匠 一郎 印
構造設計一級建築士	第	号	建築 太郎 印
【構造関係規定に関わる部分が適合することを確認した】			

**安全証明書(構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書)の必要性について【建築士法 20 条第 2 項】**

構造設計一級建築士の関与が必要な建築物については確認申請書への「安全証明書」の添付は不要となります。

構造設計一級建築士の関与が不要な建築物については従来どおり、確認申請書への「安全証明書」の添付が必要です。関与が不要な建築物の構造設計を構造設計一級建築士が行った場合でも、必要となります。

< 関連リンク等 >

国土交通省(建築士法等の一部を改正する法律等について)

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk_000004.html)

財団法人建築行政情報センター(改正建築士法情報ページへ)

<http://www.icba.or.jp/kenchikushiho/>